

伊丹市上下水道局最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に該当するものを含む。）をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工事管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (4) 一般管理費 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。

(対象工事)

第3条 最低制限価格の対象となる工事は、入札に付す工事のうち低入札調査基準価格を設定しない工事とする。

(最低制限価格の算定方法等)

第4条 最低制限価格は、工事ごとに次の各号に掲げる額の合算額（合算額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じた額）とする。ただし、その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費相当額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる額が明確に区分されていないものについては、前項の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とし、その都度定める。

(予定価格調書への記載)

第5条 事務の適正な執行を確保するため、予定価格を記載した書面に、最低制限価格の具体的金額及びその税抜金額を記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合においては、入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者（同価の入札をしたものが二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者）を落札者とする。

(入札経過の報告)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札調書に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、施行日前にした入札公告に係る案件については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行日前にした入札公告に係る案件については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行し、施行日前にした入札公告に係る案件については、なお従前の例による。